平成２７年（フ）第４６号
青森県八戸市城下２丁目14番21号　コーポササキＡ－５、前住所青森県八戸市大字常番町４番地
債務者　長島　悦子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第２５６号
宮城県黒川郡富谷町明石台４丁目４番地３アルス明石台Ｈ棟102
債務者　岩井　裕美
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２６２号
仙台市太白区緑ケ丘３丁目28番20号
債務者　佐藤　　勇
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２６３号
仙台市太白区緑ケ丘３丁目28番20号
債務者　佐藤美智子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２７０号
仙台市青葉区西勝山３番40号　アメニティゾーン西勝山201
債務者　分田　伸栄
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２８２号
仙台市太白区西多賀４丁目10番１－308号
債務者　福島　研二（旧姓日景）
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３０号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字小谷地423番地１　グリーンハイツ203号
債務者　小山　由美
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字笠石43番地
債務者　横山みか子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第７３号
秋田市高陽青柳町17番39号　ヴィラージュｕ八橋208号、前住所秋田市寺内字イサノ128番地１　ハイツ三千刈401号
債務者　草弥美栄子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２号
福島県いわき市泉ケ丘１丁目33番地の４
債務者　関根　早苗
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第２１号
茨城県神栖市大野原２丁目19番３号　玉井荘２号
債務者　本間　安行
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第２２号
茨城県神栖市大野原２丁目３番１号　飯笹荘16号
債務者　本間　学美
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第２３号
茨城県神栖市大野原２丁目19番３号　玉井荘２号
債務者　本間　榮子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第２１１号
千葉県市原市白金町２丁目35番地38
債務者　渡邉　美和
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２５３号
千葉県習志野市鷺沼２丁目５番５号　タウニーハイツ101号
債務者　髙橋つず子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２６４号
千葉市中央区都町１丁目56番８号　シャトルミヤコ402号
債務者　佐貫　弘子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２０号
新潟市東区寺山３丁目35番30号　セイブルハウスＢ棟102号、前住所新潟市東区新石山１丁目15番地１　おりーぶ517号
債務者　五十嵐敏明
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　新潟地方裁判所民事部